

預株確認書

松井証券株式会社

私は、次の内容および貴社が別途定める「預株ルール」の内容を承諾し、私の判断と責任において預株制度への参加を行います。

1. 預株制度とは、私が、貴社に保護預り口座で預託している株券等を、貴社に預株（消費寄託）し、その対価として預株料を受け取る取引をいいます。

2. 私は、貴社に保護預り口座で預託している株券等の中から銘柄および数量を指定し、会員画面の中の預株申込み画面において、その銘柄および数量を入力することにより、貴社に対して預株（消費寄託）申込みを行います。

3. 貴社は、私から預株（消費寄託）申込みのあった株券等のうち証券金融会社が発表する「貸株超過銘柄」に該当する銘柄がある場合、私の申込み数量を上限として証券金融会社に貸付けの申込みを行うものとします。また、貴社は、自己が保有する株券等を、私から預株（消費寄託）の申込みのあった株券等に優先して無償で証券金融会社に貸付けの申込みを行えるものとします。

4. 貴社は、私から預株（消費寄託）の申込みのあった株券等のうち証券金融会社に貸付ける銘柄数量を確定し、その銘柄数量について預株（消費寄託）申込みに対する承諾を行うものとします。

この場合、貴社は、別添「消費寄託契約書」において、私を寄託者とし、私が預株（消費寄託）を申し込んだ株券等のうち貴社が承諾した銘柄数量を寄託物とし、貴社が証券金融会社に貸し付ける日から証券金融会社から貴社に返還される日までを寄託期間とします。これにより、私と貴社の間で消費寄託契約が電磁的方法により締結されます。また、貴社は「消費寄託契約書」を電磁的方法で提供することができます。

電磁的方法とは、「貴社の使用に係る電子計算機に備えられた私のファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて私の閲覧に供する方法」をいいます。

5. 私は、消費寄託契約を電磁的方法で締結すること、および消費寄託契約書の提供を電磁的方法で受けることをこの確認書において承諾します。

6. 貴社は、寄託期間が終了した場合、速やかに消費寄託した銘柄数量を私に返還するものとします。これにより、私と貴社との消費寄託契約は終了します。

7. 預株料は、私が貴社に預株（消費寄託）した銘柄の寄託期間に該当する証券金融会社が発表する品貸料（逆日歩×預株数量）から貸株代り金金利を差し引いた金額をいいます。

8. 貴社は、預株料を毎月1回私のネットストック口座に一括して入金するものとします。

9. 私は、預株（消費寄託）申込み後、あるいは消費寄託契約の締結後においても、制約を受けることなく株券等を売却することができます。

10. 私は、「預株ルール」の定めにより預株申込みが解消される場合があること、および「預株ルール」の定めにより預株が中止される場合があることを承知しています。

11. 私は、貴社に預株（消費寄託）した銘柄数量が分別保管の対象でなくなること、および投資者保護基金による補償を受けることができないことを承知しています。
万一、貴社が破綻した場合などの事情により、私が貴社に預株（消費寄託）した銘柄数量を返還できない場合、貴社は私が預株（消費寄託）した銘柄数量に代えて「貸株代り金」相当額の金銭を私に支払うことができます。貴社は、この分別保管の対象外になっている「貸株代り金」相当額を、貴社独自に私を受益者として信託銀行に日々信託を行うものとします。

12. 貴社は、この「預株確認書」の内容を変更する場合には、2週間前までに貴社のホームページで私に告知するものとします。

以上

平成15年2月